

岩泉町防災士連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、岩泉町防災士連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)という。

(目的)

第2条 連絡協議会は、「自助」「近助」「共助」の原則のもと、会員のネットワークの構築及び防災、減災にかかる知識の向上を図り、もって岩泉町の防災、減災にかかる地域防災力を高めることを目的とする。

(事業)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災士としての活動及び防災、減災技能研鑽に資する事業
- (2) 会員相互の交流及び情報の提供に資する事業
- (3) 防災士としてのスキルアップのための講演会及び研修会に資する事業
- (4) その他目的の達成に必要な事業

(会員)

第4条 連絡協議会は、第2条の目的に賛同する「認定特定非営利活動法人日本防災士機構」によって認証された「防災士」の資格を有する会員をもって組織する。なお、原則として岩泉町内に住所を有する者又は町内の事務所又は事業所に勤務する者とする。

(役員)

第5条 連絡協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 7名

(役員の職務)

第6条 会長は、連絡協議会を代表し、連絡協議会の諸活動を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 幹事は、~~各自主防災協議会管轄区域内の防災士及び女性部の代表として~~、防災、減災に係る意見、要望等を取りまとめ、役員会に提言するものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第8条 連絡協議会に顧問を置くことができる。

(会議)

第9条 連絡協議会の会議は、総会、役員会及び女性部会とする。

(総会)

第10条 連絡協議会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が兼務する。
- 3 定期総会は、役員会の決定に基づき会長が招集するものとし、年1回開催する。
- 4 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、連絡協議会の役員の選出、事業計画及び事業報告の承認、その他重要な事項を議決する。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(女性部会)

第13条 女性部会は、連絡協議会の活動を女性防災士の視点から効率、効果的に推進するため設置する。

- 2 女性部会は、女性部会長が必要に応じて招集するものとするが、その構成は会長の承認を得るものとし、支部総会等で活動報告を行うものとする。

(事務局)

第14条 連絡協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩泉町危機管理課内に置く。
- 3 連絡協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、岩泉町危機管理課長をもって充てる。
- 5 連絡協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年1月13日から施行する。
- 2 連絡協議会の設立初年度の役員の任期については、第7条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和7年5月25日から施行する。